

令和5年度 随意契約一覧表(環境部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	令和5年度吹田市立やすらぎ苑火葬炉設備保守点検業務	火葬炉設備は長時間使用する間に磨耗・消耗や劣化などを起因とする事故や故障に至らなくとも安全性が損なわれる可能性があることから定期的に保守点検を実施し、適切な施設管理を行う	令和5年4月10日から 令和5年6月30日まで (令和5年4月10日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	3,355,000円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は、太陽築炉工業株式会社が「火葬炉の燃焼制御システムおよび火葬炉の燃焼制御方法」(特許第4413249号)として火葬炉設備システム全体で特許を取得しております。重要な機器のほとんどは、本設備専用で当該業者で設計したものであることから当該業者による保守点検を行わなければ、設備の能力、安全性は確保できなくなります。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意交渉するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
2	環境保全指導課	吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検証補助委託業務	南吹田周辺地域で土壌・地下水汚染が確認されている工場内浄化対策に関する書類審査、会議運営及び地下水の状況把握について技術的な支援を得る	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番7号 (株)建設技術研究所 大阪事務所	2,970,000円	本業務は、土壌・地下水汚染浄化に関する高度な知識、技術及び経験を要し、特に、(株)建設技術研究所 大阪事務所がこれまで本業務に関わることにより集積されたノウハウや南吹田地域の地下水の状況に関する知見等を活かした技術的支援は非常に有用であり、本業務の委託先を変更することは、業務の効率性を著しく低下させ、本業務の目的である書類審査や会議運営に支障があるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ(特定の者でなければ役務を提供することができないとき)に該当)
3	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市淀川区東三国1丁目28番1号 (株)石原産業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 117,776,413円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市川岸町7番10号 鍵本産業(株)	単価契約 (燃烧ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 275,299,912円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
5	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市都島区内代町2丁目7番38号 北大阪清掃(株)	単価契約 (燃烧ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 96,599,047円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
6	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市淀川区田川北2丁目4番10号 (株)大建工業所	単価契約 (燃烧ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 258,846,958円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市阿倍野区阪南町3丁目42番10号 大道興業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 219,750,799円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託業務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
8	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 106,209,852円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託業務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
9	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市岸部中2丁目10番10号 西川清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 234,574,961円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託業務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
10	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市江坂町3丁目48番 51号 (株)マルサン	単価契約 (燃烧ごみ) 1戸当たり月額568 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 114,355,835円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
11	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市東御旅町5番34号 (株)村尾興業	単価契約 (燃烧ごみ) 1戸当たり月額568 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 107,187,726円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
12	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市江坂町5丁目21番 9-203号 (株)NANBU	単価契約 (燃烧ごみ) 1戸当たり月額568 円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333 円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 98,390,817円 ※単価には消費税 を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
13	事業課	一般廃棄物(ペットボトル)収集運搬業務	市内の一般廃棄物(ペットボトル)の収集運搬	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番1号 社会福祉法人さつき福祉会	単価契約 1か所1回当たり 677円 執行予定総額 929,385円 ※単価には消費税 を含まない	障害者優先調達推進法に基づく、障がい者施策の一環であり、福祉施設におけるペットボトルの収集運搬業務の委託であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第3号に該当)
14	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	市資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年4月1日から 令和5年4月30日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,135,408円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
15	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター一般廃棄物埋立処分業務	資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰を、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場にて埋立処分する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	単価契約 1tあたり11,110円 (税込) 執行予定総額 63,993,600円	本市は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、焼却残灰等の埋め立てを大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に、港湾埋立整備事業を行っています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また吹田市内に埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約をするものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)物品・委託役務関係業務 カに該当)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
16	資源循環エネルギーセンター	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業(令和3年度建設委託契約)	令和5年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	5,756,000円	資源循環エネルギーセンターの焼却残灰等の埋立は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)と事業計画に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して、廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に港湾埋立整備事業を実施しています。その運営費用については、上記の出資者で年度ごとに団体別に負担しています。 運営費用のうち、建設委託については、同センターの搬入基地が供給開始から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおり、早急な設備改修等の対策が必要なため、延命化対策工事、排水処理施設関係工事を計画的に実施しています。また、ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事案が発生したことを受け、環境保全対策調査も合わせて実施しています。 調査委託については、令和10年以降の次期計画調査に向けた環境影響評価に着手しています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また、吹田市内には埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドラインの令第167条第2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当。)
17	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号灰溶融炉築炉整備	本整備は、溶融設備の2号灰溶融炉及びその他付帯設備等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、2号灰溶融炉及びその他付帯設備等の整備を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年4月26日から 令和5年8月31日まで (令和5年4月26日)	神奈川県川崎市川崎区夜光2丁目4番1号 大同環境エンジニアリング株式会社 東京支店	93,500,000円	本整備に係る溶融設備の2号灰溶融炉及びその他付帯設備等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため同社のメンテナンス部門を引き受けている大同環境エンジニアリング株式会社でしか整備できないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
18	破碎選別工場	破碎選別工場 廃蛍光管搬送処理業務	廃蛍光管の適正処理及び搬送処理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月30日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株)関西営業所	単価契約 1kgにつき 100円(税抜) 執行予定総額 2,530,000円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)のみであり、また搬送業務を別途契約とするより、合わせて契約したほうが経費的に有利となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約するものです。

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
19	破碎選別工場	破碎選別工場 廃乾電池搬送処理業務	廃乾電池の適正処理及び 搬送処理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月30日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区高麗橋2丁 目1番2号 野村興産(株)関西営業所	単価契約 1kgにつき 65円(税抜) 執行予定総額 5,005,000円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)のみであり、また搬送業務を別途契約とするより、合わせて契約したほうが経費的に有利となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約するものです。

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑1系 燃焼用送風機修繕及び その他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬 炉について、送風機、熱 交換器エレメントカバー、 コントロールモータ、炉内 台車、フレキシブルダク ト、電磁弁に損傷を確認し ています。そのまま修繕せ ず放置すると、火葬炉本 体の損傷等により、適正 な火葬業務に支障をきた し、火葬炉の使用停止等 の事態を招き、結果膨大 な修繕費が必要となりま す。このような事態を避 け、施設の円滑な運営を 担保するために、火葬炉 設備の修繕を行うもので す。	令和5年5月25日から 令和5年7月28日まで (令和5年5月25日)	福岡県福岡市博多区東公 園6番21号 太陽築炉工業株式会社	18,777,000円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のものです。「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保 来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環 エネルギー センター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 12,050kg	令和5年5月16日から 令和5年5月18日まで (令和5年5月16日)	東大阪市渋川町2丁目3番 14号 (株)隅谷商店	5,567,100円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 44,995 kg	令和5年5月16日から 令和5年5月17日まで (令和5年5月16日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	5,813,128円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号焼却炉油圧シリンダ整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号焼却炉燃焼設備の油圧シリンダについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年5月8日から 令和5年7月28日まで (令和5年5月8日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	2,750,000円	本整備に係る燃焼設備の油圧シリンダは、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年5月11日から 令和5年8月31日まで (令和5年5月11日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	124,300,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
6	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年5月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年5月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,123,896円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
7	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和5年5月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年5月1日)	大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	3,035,945円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
8	資源循環エネルギーセンター	水道供給契約	水道の供給	令和5年4月1日から 令和5年5月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	2,510,798円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	令和5年度 塩化水素濃度計等排ガス分析計整備	本整備は、排ガス分析計の部品交換、機器調整及び校正を行い、測定精度の確保、機器の安定的な運用を図るものです。	令和5年6月19日から 令和5年12月22日まで (令和5年6月19日)	大阪市中央区大手前1丁目7番31号 京都電子工業(株)大阪支店	4,620,000円	塩化水素濃度計等の排ガス分析計については京都電子工業(株)製の機器で、整備技術等についても独自のものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号ボイラー下部ホッパー整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号ボイラーについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年6月1日から 令和5年8月31日まで (令和5年6月1日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	33,000,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉関係計装弁整備	本整備に係る設備は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御を行っているもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和5年6月26日から 令和5年8月25日まで (令和5年6月26日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	3,795,000円	本整備に係る設備は、(株)タクマにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年6月1日から 令和5年6月30日まで (令和5年6月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,122,327円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,970 kg	令和5年6月13日から 令和5年6月14日まで (令和5年6月13日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,580,023円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
6	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 5,990kg	令和5年6月13日から 令和5年6月19日まで (令和5年6月13日)	東大阪市洪川町2丁目3番 14号 (株)隅谷商店	2,767,380円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
7	破碎選別工場	破碎選別工場 コンパクト設備修繕	破碎選別工場内のコンパクト設備について、不燃物コンパクトのメインシリンダーが経年劣化により油漏れが発生しているため、事故の未然防止及び安定的なごみ処理を目的として、メインシリンダーを取替するものです。	令和5年6月5日から 令和6年3月8日まで (令和5年6月5日)	兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社	8,140,000円	本修繕に係る設備部品については(株)クボタの製品であり、部品調達及び整備技術等については、同社独自のものであり、クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社がその全ての業務を移管されているため。(吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】アに該当。)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号焼却炉燃焼室耐火物整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号焼却炉燃焼室耐火物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年7月10日から 令和5年9月8日まで (令和5年7月10日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	17,050,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号ボイラー過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号ボイラー過熱器管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年7月18日から 令和5年9月15日まで (令和5年7月18日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	8,800,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年7月1日から 令和5年7月31日まで (令和5年7月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,143,995円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,935 kg	令和5年7月6日から 令和5年7月7日まで (令和5年7月6日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,575,501円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 12,000kg	令和5年7月25日から 令和5年7月26日まで (令和5年7月25日)	東大阪市洪川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	5,544,000円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号ボイラー3次過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号ボイラーについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年8月7日から 令和7年1月31日まで (令和5年8月7日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	346,500,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター塵芥及び搬出クレーン整備	本整備は資源循環エネルギーセンターの塵芥及び搬出クレーンについて、クレーン等安全規則第43条(検査証の有効期限の更新)に伴う同法第40条(性能検査)に基づき点検整備を実施し、検査に合格するとともに安全・安定運転を行うために整備するものです。	令和5年8月1日から 令和6年3月25日まで (令和5年8月1日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 株式会社日立プラントメカニクス関西支店	18,920,000円	本整備に係る受入供給設備の塵芥及び搬出クレーンは、株式会社日立プラントメカニクスの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社日立プラントメカニクスが行い、部品の調達並びに整備技術等については、同社独自のものです。設備自体が密接不可分な関係にあり、他社にて整備し使用期間中に故障が発生した場合、復旧に著しい支障をきたすため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで (令和5年8月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,744,250円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品(単価契約)	液体苛性ソーダ 19,935 kg	令和5年8月8日から 令和5年8月9日まで (令和5年8月8日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,581,316円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

8月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 12,000kg	令和5年8月21日から 令和5年8月22日まで (令和5年8月21日)	東大阪市洪川町2丁目3番 14号 (株)隅谷商店	2,748,900円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
6	破碎選別工場	破碎選別工場 交換機設備修繕	本施設内の交換機設備について、交換機設置から年数が経過し補修部品の確保が困難なため安定的な施設運用を目的として、交換機の取替を行うものです。	令和5年8月1日から 令和6年3月15日まで (令和5年8月1日)	大阪府大阪市中央区本町 3丁目2番8号 富士テレコム(株)大阪支店	4,092,000円	本修繕に係る設備は、富士テレコム(株)の製品であり、部品調達及び整備技術等については同社独自のものであり、本修繕については同社でしか対応できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約するものです。
7	破碎選別工場	破碎選別工場 資源缶手選別室空調機 設備修繕	本施設の3階資源缶手選別室に設置されている空調機(エアハンドリングユニット)において経年劣化がみられ異音が発生しており、故障が発生すると作業環境が劣悪となり、資源缶選別業務の作業に支障が出るため、安定した業務を行えるよう機器の修繕を行うものです。	令和5年8月21日から 令和6年1月31日まで (令和5年8月21日)	大阪府寝屋川市宇谷町1 1番13号 新晃アトモス(株)大阪支社	4,510,000円	本修繕にかかる施設内の空調機は全て新晃工業(株)製品であり、整備技術及び本体を含む部品調達等については唯一、新晃アトモス(株)のみの対応となっているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約するものです。

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑3・4系集じん装置及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、集じん装置、熱交換器エレメントカバー、炉内台車に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和5年9月1日から 令和6年1月19日まで (令和5年9月1日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	41,342,400円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のものです。「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	環境保全指導課	吹田市北消防署局大気観測装置移設業務	吹田市北消防署の移設に伴い、吹田市北消防署局を現吹田市北消防署から仮出張所に移設するものです。	令和5年9月1日から 令和6年5月15日まで (令和5年9月1日)	門真市宮前町1番6号 (株)デイケイケイサービス 関西	2,992,000円	大気常時監視測定局は、測定データを自動収集し、中央監視局(環境保全指導課)、大阪府常時監視システム及び環境省大気汚染物質広域監視システムに自動で送信するテレメータシステムの一部です。 測定局の移設に伴うシステムの設定等は、本テレメータシステムを構築した業者のみが可能であるため、本テレメータシステムを構築した(株)デイケイケイサービス関西と単独随意契約するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号炉耐火物増設部溶射整備	本整備は、2号ボイラー水管点検中に発見した水管の減肉対策として電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するよう水管の肉厚を維持するため実施するものです。	令和5年9月11日から 令和5年12月22日まで (令和5年9月11日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	44,000,000円	本整備に係る2号ボイラー水管は、点検中に著しい減肉を発見しましたので、電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するよう肉厚を維持する必要があります。また、前述の機器は燃焼ガス冷却に該当し、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年9月1日から 令和5年12月22日まで (令和5年9月1日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	139,700,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 6.050kg	令和5年9月13日から 令和5年9月21日まで (令和5年9月21日)	東大阪市渋川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	2,795,100円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
6	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 29,995kg	令和5年9月13日から 令和5年9月15日まで (令和5年9月13日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	3,875,203円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
7	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 20,010kg	令和5年9月27日から 令和5年9月30日まで (令和5年9月27日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,585,191円	令和5年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
8	資源循環エネルギーセンター	水道供給契約	水道の供給	令和5年8月1日から 令和5年9月30日まで (令和5年8月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	2,624,127円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)
9	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年9月1日から 令和5年9月30日まで (令和5年9月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	8,162,215円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑飛灰処理装置及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、飛灰処理装置、空気圧縮機、集じん装置、バイパスダンパ、火の粉侵入防止装置、炉内台車、炉内台車移送装置に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和5年10月23日から 令和6年2月2日まで (令和5年10月23日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	7,753,240円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年10月1日から 令和5年10月31日まで (令和5年10月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	7,379,665円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年11月1日から 令和5年11月30日まで (令和5年11月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	7,324,550円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号炉関係計装弁整備	本整備に係る設備は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御を行っているので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和5年11月6日から 令和5年12月22日まで (令和5年11月6日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	3,795,000円	本整備に係る設備は、(株)タクマにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号焼却炉燃焼室耐火物整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの2号焼却炉燃焼室耐火物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年11月13日から 令和5年12月25日まで (令和5年11月13日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,350,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号炉3次過熱器整備	本整備は資源循環エネルギーセンターの2号炉3次過熱器管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検、清掃を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年11月13日から 令和5年12月22日まで (令和5年11月13日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,570,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 20,060 kg	令和5年11月14日から 令和5年11月15日まで (令和5年11月14日)	大阪市中央区平野町4丁 目6番4号 大鳥産業(株)	2,591,651円	令和5年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター計量機整備	本整備は資源循環エネルギーセンターの受入供給設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3による施行規則第4条の5の「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、安定運転を行うとともに設備性能維持を継続させる目的で整備するものです。	令和 5年12月15日から 令和 6年 3月15日まで (令和 5年12月15日)	吹田市広芝町10番28号 鎌長製鋼株式会社 大阪支店	3,190,000円	本整備に係る受入供給設備は、鎌長製鋼(株)により設計・製造された特殊製品であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号灰溶融炉整備	本整備は、溶融設備の1号灰溶融炉及びその他付帯設備等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和 5年12月18日から 令和 6年 3月15日まで (令和 5年12月18日)	神奈川県川崎市川崎区 夜光2丁目4番1号 大同環境エンジニアリング 株式会社 東京支店	63,140,000円	本整備に係る溶融の1号灰溶融炉及びその他付帯設備等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため同社のメンテナンス部門を引き受けている大同環境エンジニアリング株式会社でしか整備ができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 高圧配電用保護継電器 整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの高圧配電設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年12月25日から 令和6年3月22日まで (令和5年12月25日)	大阪府大阪市北区大深町 3番1号 富士電機株式会社 関西 支社	8,910,000円	資源循環エネルギーセンターの高圧配電設備は、富士電機(株)により設計・製造された特殊製品であり、据付及び整備技術については同社独自のものであるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 25,075 kg	令和5年12月14日から 令和5年12月19日まで (令和5年12月14日)	大阪市中央区平野町4丁 目6番4号 大鳥産業(株)	3,239,563円	令和5年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年12月1日から 令和5年12月31日まで (令和5年12月1日)	大阪市北区中之島3丁目6 番16号 関西電力株式会社	6,462,944円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号煙突ばいじん計 整備	本整備に係るばいじん計は、資源循環エネルギーセンターから排出されるばいじん濃度を測定しており、大気汚染防止法に係る規制基準等の超過やごみの安定燃焼を常時監視するうえで重要な役割を果たしています。 よって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、機器の校正及び部品の交換等を行い、今後の運転の安定化を図る目的で実施するものです。	令和5年12月25日から 令和6年3月8日まで (令和5年12月25日)	大阪市中央区大手前1-7- 31 京都電子工業(株)大阪支 店	2,728,000円	1号煙突に設置されているばいじん計については京都電子工業(株)製の機器であり、整備技術等についても独自のものであり、他の業者ではメンテナンスができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター3成分分析計等排ガス分析計整備	本整備に係る分析計は、資源循環エネルギーセンターから排出されるガスやごみ燃焼に伴って排出されるガスの成分を測定しており、大気汚染防止法に係る規制基準等の超過やごみの安定燃焼を常時監視するうえで重要な役割を果たしています。よって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、機器の校正及び部品の交換等を行い、今後の運転の安定化を図る目的で実施するものです。	令和 5年12月26日から 令和6年3月15日まで (令和5年12月26日)	京都府京都市南区吉祥院宮の東町2番地 (株)堀場テクノサービス	4,433,000円	3成分分析計等の排ガス分析計については(株)堀場製作所製の機器であり、整備技術等についても独自のものであるため、本分析計のメンテナンスを行えるのは製造元((株)堀場製作所製)のメンテナンス会社にあたる(株)堀場テクノサービス以外ではできないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター構内交換機整備	本整備に係る構内交換機は、構内電話設備の一部であり、資源循環エネルギーセンター内の離れた場所で職員同士が連絡を取り合ったり、外部と連絡を取り合うための重要な設備です。常に良好な状態で電話設備を稼働するため点検整備を行うものです。	令和 6年1月25日から 令和 6年3月25日まで (令和6年1月25日)	大阪府大阪市北区大淀中2丁目1番1号 (株)スイタ情報システム 大阪本社	3,993,000円	本整備に係る設備は、(株)スイタ情報システムにより設計・設置されたものであり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

1月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 35,005 kg	令和6年1月16日から 令和6年1月17日まで (令和6年1月16日)	大阪府中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	4,522,470円	令和5年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	水道供給契約	水道の供給	令和5年12月1日から 令和6年1月31日まで (令和5年12月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	2,644,389円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和6年1月1日から 令和6年1月31日まで (令和6年1月1日)	東京都品川区東品川3丁目6番5号 (株)V-Power	6,183,951円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑2系熱交換器エレメントカバー及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器エレメントカバー、炉内台車、集じん装置及び排気筒に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和6年2月19日から 令和6年3月22日まで (令和6年2月19日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	4,524,850円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のものです。「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 純水装置及び排水処理設備整備	本整備は、燃焼ガス冷却設備の純水装置、給水設備の工水ろ過装置及び排水処理設備の関連機器について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、清掃、点検、分析及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものである。	令和6年2月1日から 令和6年3月15日まで (令和6年2月1日)	大阪市西区西本町1丁目3番15号 大阪建大ビル 内外化学製品株式会社 大阪支店	12,023,000円	本整備に係る純水装置、工水ろ過装置及び排水処理設備の関連機器は、内外化学製品株式会社の製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで内外化学製品株式会社で行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 1号大塊物コンベヤ整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター灰出し設備の1号大塊物コンベヤについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」も基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年2月9日から 令和6年3月22日まで (令和6年2月9日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	8,580,000円	本整備に係る灰出し設備の1号大塊物コンベヤは、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 1号及び2号焼却炉整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号及び2号焼却炉付帯設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」も基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年2月15日から 令和6年3月22日まで (令和6年2月15日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,570,000円	本整備に係る1号及び2号焼却炉付帯設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 共通系機械設備補機整備	本整備は、排ガス処理設備のアンモニア供給装置、通風設備の脱硝反応塔入口ダンパー、熔融設備の熔融窒素酸化物除去設備及び混練機について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、点検整備並びに消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で実施するものです。	令和6年2月9日から 令和6年3月22日まで (令和6年2月9日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	9,680,000円	本整備に係る排ガス処理設備のアンモニア供給装置、通風設備の脱硝反応塔入口ダンパー、熔融設備の熔融窒素酸化物除去設備及び混練機は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター ボイラー共通系機器及び蒸気タービン発電機整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの燃焼ガス冷却設備及び余熱利用設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年2月15日から 令和6年3月15日まで (令和6年2月15日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	46,750,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備及び余熱利用設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
7	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号ボイラー過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの2号ボイラー過熱器管について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和6年2月15日から 令和6年3月22日まで (令和6年2月15日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	7,590,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

8	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 共通関係計装弁整備	本整備に係る設備は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御を行っているもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和6年2月7日から 令和6年3月22日まで (令和6年2月7日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	3,630,000円	本整備に係る設備は、(株)タクマにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
9	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 空気圧縮機整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの排ガス処理設備、雑設備、計装設備の空気圧縮機について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5の「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき危害の未然防止並びに安定運転を行うとともに、設備性能維持を継続させる目的で整備するものです。	令和6年2月13日から 令和6年3月15日まで (令和6年2月13日)	大阪市北区梅田3丁目3番10号 梅田ダイビル16階 株式会社 守谷商会 大阪支店	2,926,000円	本整備に係る空気圧縮機は、三井精機工業株式会社の製品であり、設計・製造・据付工事に至るまで同社で行われたものであり、他の業者では、整備できません。また、その営業は、株式会社守谷商会が行い、部品調達、整備等についても同社が受け持っているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
10	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 39,960kg	令和6年2月27日から 令和6年2月28日まで (令和6年2月27日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	5,162,632円	令和5年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(2)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
11	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和6年2月1日から 令和6年2月29日まで (令和6年2月1日)	東京都品川区東品川3丁目6番5号 (株)V-Power	18,870,605円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
12	破碎選別工場	破碎選別工場 ボイラ設備修繕	本工場のボイラ設備について、ボイラ内部の後部煙室部の耐火材にクラックが多数発生しており、耐火材が剥離すると重大な事故を引き起こす可能性があるため、事故の未然防止及び今後の安全な運転を目的として、後部煙室の耐火材を打替えするものです。	令和6年2月19日から 令和6年3月29日まで (令和6年2月19日)	大阪府豊中市島江町1丁目3番29号 株式会社高尾鉄工所	2,915,000円	本業務に係る設備は、(株)高尾鉄工所の製品であり、部品調達及び整備技術等については同社独自のものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、(株)高尾鉄工所と単独随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】A特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当。)